

社会福祉法人いわくら福祉会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いわくら福祉会定款第9条及び第24条の規定等に基づき、社会福祉法人いわくら福祉会（以下「法人」という。）役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

2 報酬は、法人に対する職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬の基準)

第3条 報酬は、法人の非常勤職員に支給する賃金単価を基準として、それぞれの役員等の勤務実態に応じて算定するものとする。

(会議等への出席報酬)

第4条 役員等が会議等に出席したときは、1回につき2,000円の報酬を支給する。

2 前項に定める報酬の支給対象となる会議等及び支給対象者は、別表のとおりとする。

(理事長及び常務理事の報酬)

第5条 理事長及び常務理事には、その勤務時間に基づき、次の報酬を支給する。

(1) 理事長 月額 50,000円

(2) 常務理事 月額 50,000円

2 理事長及び常務理事は、出勤記録表（様式第1）に勤務状況を記録するものとする。

3 理事長又は常務理事が月の中途において新たに就任し、又は離職した場合におけるその月の報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算により支給する。

(報酬の支払)

第6条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第4条の報酬については、会議の開催日に現金で支払う。

(2) 前条の報酬は、銀行口座への振込の方法によるものとし、支給日については、社会福祉法人いわくら福祉会職員給与規程第3条の規定を準用する。

2 法人の職員に対しては、報酬を支給しない。

(端数処理)

第7条 報酬の額に100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額をもって当該報酬の額とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年6月12日から施行する。ただし、第5条に定める平成29年6月分については、施行日に関係なく1月分とみなすものとする。

2 第5条第1項第1号の理事長報酬の月額50,000円の支給は、当面支給しないこととする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年6月12日から施行する。

別表（第4条関係）

会議等の名称	報酬支給対象者
評議員会	評議員、理事、監事
理事会	理事、監事
評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会委員、理事
監査	理事、監事